

判例研究

製造者保証に関するオンライン販売業者の 情報提供義務について

—— EU 司法裁判所 2022 年 5 月 5 日判決の検討 ——

古谷 貴之

I はじめに

本稿は、インターネット取引プラットフォーム上で商品を販売する売主（事業者）が当該商品に付された製造者保証（メーカー保証）について消費者に対する情報提供義務を負うかどうか争われた EU 司法裁判所の判決を取り上げ、これについて若干の検討を試みるものである。

本稿の検討の背景にあるのは、2021 年 2 月 11 日にドイツ連邦通常裁判所（以下「BGH」と表記する。）が EU 司法裁判所に付託した EU 指令の解釈問題である⁽¹⁾。一般に、製造者保証の存在は、消費者が当該商品を購入するかどうかを決定する上で重要な情報である。消費者権利指令（2011/83/EU）第 6 条第 1 項のもとで、事業者は、通信取引契約等の申込みで消費者が拘束される前に、消費者に対し、「商業保証の存在及びその条件」等について、明確かつ理解しやすい方法で情報を提供する義務を負う。ここで、自ら製造した商品に保証を付して販売する売主（製造者）が当該保証に関する情報提供義務を負うことについては争いが無い。しかし、売主

(1) BGH, Beschluss vom 11. Februar 2021 - I ZR 241/19. = GRUR 2021, 739; 本決定について、拙稿「オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について —— 2021 年 2 月 11 日ドイツ連邦通常裁判所民事第 1 部決定の概要 ——」産大法学 55 巻 2 号（2021 年）297 頁以下も参照。

(事業者)が「保証を付する製造者」とは異なる場合に、この売主(事業者)が製造者保証に関する情報提供義務を負うべきかどうかについて争いがある。この問題について、EU司法裁判所は、2022年5月5日の判決⁽²⁾において注目すべき判断を示した。

II 従来 of 議論

まず、この問題に取り組むうえで前提となる議論を確認することとした。以下では、①売主が製造者保証の存在について情報提供義務を負うかという問題、及び、②売主が当該情報提供義務を負うとした場合にその範囲はどこまで及ぶかという問題について、従来の議論を簡単に振り返ることとする。

1 売主の情報提供義務

売主が製造者保証の存在について情報提供義務を負うかどうかについて、次のような見解の対立がある。⁽³⁾

(1) 肯定説

売主の情報提供義務を肯定する見解は、EUの政策目標である「高水準の消費者保護」を根拠とする。ここから、消費者が物品の購入に関する意思決定を行う上で、売主からの包括的な情報提供が必要になると考える。

(2) 否定説

これに対し、単に製造者保証が存在するだけでは売主の情報提供義務は

(2) EuGH, Urteil vom 05.05.2022 – C-179/21 (Victorinox). = NJW 2022, 1871; 本判決について、Thomas Thalhofer/Anette Purucker, Informationspflichten von Online-Händlern über Herstellergarantien, NJW 2022, 1851; Mirko Möller, Die aktuellen Entwicklungen im Lauterkeitsrecht, NJW 2022, 2084, 2085.; Kerstin Piller, Verbraucherschutz: Informationspflicht über werbewirksame Herstellergarantie seitens Online-Händler, EuZW 2022, 611, 616; Susanne Schuster, BB-Kommentar, BB 2022, 1299; Stefan Ernst, EWiR 2022, 332なども参照。

(3) 詳しくは、拙稿・前掲注(1)314-315頁を参照。

製造者保証に関するオンライン販売業者の情報提供義務について

生じないとの考え方もある。特に、売主はその提供する商品について製造者保証が付されているかどうかを積極的に調査することを義務づけられないとされる。

(3) BGH の立場

BGH は、基本的に、売主の情報提供義務を否定する立場に立つ。その理由として、①消費者権利指令（2011/83/EU）第6条第1項(m)の規定の「文脈」は保証が存するだけで情報提供義務を課す論拠にはならないこと、②同指令の解釈に際しては「高水準の消費者保護」とともに「事業者の営業の自由」も考慮する必要があること、及び、③情報提供義務を肯定した場合には実店舗取引における事業者にも影響が生じることを挙げる。⁽⁴⁾

もともと、BGH は、売主の情報提供義務を否定するとしても、①売主が申込時に製造者保証に言及しているような場合には情報提供義務が生じると解するべきか、あるいは、②売主が製造者保証に言及したことで消費者がその存在を容易に認識することができるようになった場合には情報提供義務が生じると解するべきかが問題になるという。そして、BGH は、この点につき、EU 司法裁判所に指令の解釈を求めた。

2 情報提供義務の範囲

次に、仮に売主が情報提供義務を負うとした場合には、売主はいかなる範囲で当該義務を負うかが問題となる。⁽⁵⁾

(1) 情報提供義務の範囲を広範に解する見解

下級審裁判例及び学説には、売主は、消費用動産売買指令（1999/44/

(4) 実店舗取引における事業者の情報提供義務について、BGH は、次のとおり述べている。すなわち、「指令 2011/83/EU 第6条第1項(m)を解釈する際には、製造者保証に関する売主の情報提供義務の問題は、実店舗取引における消費用動産売買契約の場合にも同様に生じることを考慮しなくてはならない。消費者は、日用品の取引を除き、指令 2011/83/EU 第5条第1項(e)及び第3項の国内法への転換を目的とする BGB 第312a 条第2項に関連する EGBGB 第246条第1項第5号及び第2項の規定に基づいてこの場合にも保証について通知されなければならない。」という (BGH, GRUR 2021, 739, 741, Rn. 31)。この点について、拙稿・前掲注(1) 309頁も参照。

(5) 詳しくは、拙稿・前掲注(1) 316-317頁を参照。

EC) 第6条第2項及びBGB第479条第1項に定める事項を含めて広く情報提供義務を負うとする考え方がある。この見解によれば、売主は、「消費者の法定の権利」及び「この権利は保証によって制限を受けないこと」、並びに、「保証の内容」ないし「保証を利用する上で重要な事項」、とりわけ「保証期間」、「地理的適用範囲」、「保証者の名称及び住所」について情報提供義務を負う。

(2) 情報提供義務の範囲を限定的に解する見解

これに対し、消費者権利指令(2011/83/EU)第6条第1項(m)に基づく契約締結前の情報提供の内容としては、消費動産売買指令(1999/44/EC)第6条第2項に基づく情報をすべて含む必要はないとする見解もある。この見解によれば、具体的な情報提供の内容は、「製造者保証の存在及びその条件」に限定されるという。ただし、何が製造者保証の「条件」に関する情報に該当するのか(保証期間や地理的適用範囲に関する情報、保証者の名称及び住所に関する情報等も含まれるのか)に関しては見解の一致がない。

3 小括

従来議論を整理すると、主に検討されるべき法的問題は次の3点であることが明らかとなる。

まず、①売主(事業者)は、製造者が付した保証について、自ら情報提供義務を負うかどうかが問題となる。

次に、②基本的に①につき否定説に立つ場合でも、売主(事業者)が製造者保証の存在に言及しているような場合など、例外的に、売主(事業者)が製造者保証につき情報提供義務を負うと解される場合があるかどうか問題となる。

さらに、③売主(事業者)が製造者保証について情報提供義務を負うとした場合に、売主(事業者)はいかなる範囲で情報提供義務を負うかが問題となる。

Ⅲ EU 司法裁判所 2022 年 5 月 5 日判決

EU 司法裁判所は、次の第 1 から第 3 までの BGH の質問事項⁽⁶⁾に対し、下記 1 及び 2 のとおり、関連する指令の解釈を示した。

- 第 1 製造者保証が存するだけで指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m)に基づく情報提供義務が生じるか。
- 第 2 質問事項 1 が否定的に回答される場合には、事業者が申込時に製造者保証に言及したことによって指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m)に基づく情報提供義務が生じるか、又はその言及が消費者にとって容易に認識可能な場合に当該義務が生じるか。
- 第 3 指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m)が要求する製造者保証の存在及びその条件に関する情報提供は、指令 1999/44/EG 第 6 条第 2 項に基づく保証と同様の情報を含む必要があるか、又はそれよりも少ない情報で足りるか。

1 第 1 及び第 2 の質問事項

BGH から付託された上記第 1 及び第 2 の質問事項について、EU 司法裁判所は次のとおり回答した。

「26 ……まず、指令 2011/83 第 6 条第 1 項に従って、事業者は、消費者が通信取引契約、営業所外契約、又はそれに類する契約の申込みに拘束される前に、明確かつ理解しやすい方法で様々な情報を消費者に提供しなければならないことを指摘する必要がある。この規定の目的は、契約締結前に、消費者に対し、事業者との契約に拘束されるかどうかを判断することができる情報、すなわち契約の条件及び契約締結の結果について情報を提供し、また、契約の適切な履行に必要な情報、とりわけ消費者の権利行使に不可欠な情報を提供することにある (Urteil vom 21. Oktober 2020, Möbel Kraft, C529/19, EU:C:2020:846, Rn. 26 及びそこに掲げる判例)。

(6) 拙稿・前掲注(1) 313-314 頁も参照。

27 具体的には、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に定める契約締結前の情報提供義務について、事業者は、『該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービス、商業保証の存在及びその条件』を消費者に提供しなければならない。

28 商業保証に関して、この規定の文言及び『該当する場合には』という表現から、事業者は、商業保証を提供するときは、この保証の存在及び条件を消費者に情報提供する義務を負うことがわかる。

29 これに対し、製造者の商業保証がある場合に、事業者がその保証の存在及び条件を消費者に情報提供する義務を負うかどうかは、この規定の文言から読み取ることができない。

30 すなわち、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の『該当する場合には』という表現は、そこで言及されている契約締結前の情報提供義務が既存の商業保証に適用されることを明確にするだけのものであり、事業者が提供する商業保証に加えて製造者の商業保証があり、それにもかかわらず製造者の商業保証が消費者と事業者との間で締結される契約の対象となっていない場合に、製造者保証が存することのみを理由として事業者が消費者に対して自己の保証だけでなく製造者保証に関する情報も提供しなければならないことになるのかどうかという問題に関しては、何ら有益な論拠を与えないものではない。

31 他方で、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)が『商業保証 (die gewerbliche Garantien)』を複数形で示していることは、1つの商品及び同一の商品に対して又は異なる商品に対して事業者が様々な商業保証を提供することができること、また、事業者と製造者が同時に別々に商業保証を提供することができることを意味していると理解することが可能である。

32 したがって、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の文言それ自体は、付託裁判所の質問への回答を可能とするものではないので、この規定はその文脈とそれによって追求される目的に照らして解釈されなければならない(この趣旨で、Urteil vom 10. Juli 2019, Amazon EU, C649/17, EU:C:2019:576, Rn. 35 und 27 並びにそこに掲げる判例を参照。)

33 指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の文脈において、まず、『商業保証』の概念は、指令 2011/83 第 2 条第 14 号において『消費者に対する事業者又は製造者の一切の義務』として定義されていることに留意する必要がある。ここから、指令 2011/83 の意味における『商業保証』の概念は、事業者が提供する商業保証だけでなく、製造者が提供する保証も対象としていることがわかる。

34 さらに、指令 2011/83 第 2 条第 2 号及び第 14 号に定める『事業者』及び『商業保証』の概念からすれば、指令第 6 条第 1 項(m)に定める契約締結前の情報提供義務には——少なくとも特定の状況下では——製造者が提供する商業保証も含まれるものと理解しないと、指令 2011/83 第 2 条第 14 号において連合の立法者が『又は製造者』という表現を用いたことに意味がなくなるということもわかる。

35 製造者が、直接に、又は、自己の名において及び自己のために行動する他の者によって、その製造した商品を販売する場合には、その者は確かに指令 2011/83 第 2 条第 2 号の意味における『事業者』とみなされる。したがって、その場合にその者が提供する商業保証は、指令第 2 条第 14 号の意味における『事業者の義務』に該当することになるが、当該規定の意味における『製造者の』義務には該当しないことになる。

36 したがって、指令 2011/83 第 2 条第 14 号の『又は製造者の』という表現は、事業者と製造者が同一人ではない状況を前提としたものである。『商業保証』という表現は指令第 6 条第 1 項(m)ないしこれに相当する規定（通信取引契約や営業所外契約以外のものを対象とする同指令第 5 条第 1 項(e)）においてのみ用いられていることから、『又は製造者の』という表現は、これら 2 つの規定に定める契約締結前の情報提供義務との関連において、事業者が、少なくとも特定の状況下では、自らの商業保証のみならず、製造者が提供する保証についても消費者に対して情報を提供する義務を負う場合にのみ意味をもつことになる。

37 さらに、契約関係の主要な目的物が事業者以外の者によって製造された物品に関わる状況では、指令 2011/83 第 6 条第 1 項に定める契約締結前

の情報提供義務は、本判決の欄外番号 26 で引用した判例に従って、当該主要な目的物に関して事業者との契約に拘束されることを望むかどうかを顧客が判断できるように、当該目的物、すなわち当該物品に関連する一切の情報を網羅しなければならない。しかし、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(a) に明示される『物品の特性』に加えて、当該情報には、原則として、物品と不可分に関連するすべての保証（製造者が提供する商業保証を含む。）も含まれなければならない。

38 第 2 に、指令 2011/83 が追求する目的についてみると、同指令第 1 条及び同前文 4、5 及び 7 から明らかなように、その目的は、事業者との取引において消費者の情報と安全を保証することによって高水準の消費者保護を確保することにある点に留意する必要がある。さらに、連合の政策の中では、EU 機能条約第 169 条及び欧州連合基本権憲章第 38 条に消費者の保護が明記されている（Urteil vom 10. Juli 2019, Amazon EU, C649/17, EU:C:2019:576, Rn. 39）。

39 しかしながら、司法裁判所は、指令 2011/83 の規定の解釈にあたっては、—— 同指令前文 4 に示されるように —— 基本権憲章第 16 条が保障する事業者の事業活動の自由を維持しつつ、高水準の消費者保護と事業者の競争力のバランスを確保する必要があるとしている（この趣旨で、Urteil vom 10. Juli 2019, Amazon EU, C649/17, EU:C:2019:576, Rn. 44 を参照。）。

40 製造者の商業保証に関する情報を消費者に提供することは、本件の契約関係における目的物である物品と密接に関連する事柄に関わるものであり、その意味で高水準の消費者保護を確保することにつながる。しかしながら、あらゆる状況において消費者に当該情報を提供する無条件の義務を課すことは、特に、特定の事業者、とりわけ小規模な事業者に関する事業運営上の経済的文脈において、均衡を欠くものになると思われる（関連する判決として、Urteil vom 14. Mai 2020, EIS, C266/19, EU:C:2020:384, Rn. 35 及びそこで引用する判例を参照。）。このような無条件の義務を課すと、事業者と製造者との間に必ずしも直接的な契約関係がないにもかかわらず、

製造者保証に関するオンライン販売業者の情報提供義務について

また、製造者の商業保証が原則として消費者との締結を目的とした契約の対象ではないにもかかわらず、事業者は、相当な費用をかけてそのような保証に関する情報を収集し、その情報を更新しなければならなくなる。

41 このような状況のもとでは、指令 2011/83 の前文 4 で説明されているように、高水準の消費者保護と事業者の競争力の間のバランスを図ったうえで、当該事業者との契約関係に入るか否かの判断に関して平均的消費者（一般的な情報を有し、合理的に判断でき、かつ、理解力のある平均的消費者）の高水準の保護に向けた正当な利益が優越する場合にのみ、事業者は、製造者の提供する商業保証に関する契約締結前の情報を消費者に提供する義務を負うことが明らかとなる。

42 本判決の欄外番号 27 から 41 までに示した文法的、体系的及び目的論的分析から、—— 本判決の欄外番号 41 から明らかのように —— この指令に定める保護水準に照らして、消費者が事業者に契約上拘束されるか否かに関する判断を下すことができるためにこれに関する情報を受け取ることに正当な利益を有する場合には、事業者が提供する商業保証も製造者が提供する商業保証も指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に定める契約締結前の情報提供義務の対象となることが明らかとなる。したがって、事業者は、製造者の商業保証が存在するという一事をもって消費者に対しこれに関する契約締結前の情報を提供する義務を負うのではなく、そのような正当な利益が存在することを考慮したうえでこれに関する情報を提供する義務を負うのである。

43 したがって、第 2 に、付託事件における事業者の申込みについて、消費者が製造者によって提供される商業保証とその条件に関する契約締結前の情報を事業者から受け取ることに正当な利益を有するかどうかを判断しなければならない。

44 この点、製造者によって提供される商業保証を事業者がその申込みの中心的又は決定的なメルクマールとする場合には、正当な利益の存在が認められる。

45 特に、事業者が、製造者の提供する商業保証の存在に消費者の注意を

明示的に向けさせることによって、これを販売促進又は広告手段のために利用し、その結果、競争事業者の申込みと比較して自らの申込みの競争力又は魅力を高める場合には、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に定める情報提供義務が生じる。

46 このような情報は、一方で、消費者を保護するために不可欠であり、これによって消費者が様々に存在する保証及びその関連事項について不明確、曖昧又は不完全な情報によって誤認を惹起されないようにすることができ、また、特に、製造者が提供する商業保証が事業者に由来するものではないこと、及び、該当する場合には、この商業保証を事業者に対して主張することができるかどうかを認識することができるようになる。他方で、事業者が、事実を十分に認識したうえで、この事情に消費者の注意を向けさせる判断を自ら行い、かつ、そこから競争優位を得ようとする限り、このような情報提供義務を課しても事業者に過度な負担を課することにはいえない。

47 これに対し、製造者の商業保証が事業者の申込み^マに付随する形で又は取るに足らないか若しくは無視できる程度で言及されるにすぎず、申込みの内容や形式の面から客観的にみて商業的主張があるとも、また、消費者に対して誤認を惹起させるものともいえない場合には、事業者は、これに言及したからといって、指令 2011/81^マ 第 6 条第 1 項(m)に基づいて保証に関する契約締結前の情報を消費者に対して提供する義務を負うものではない。

48 製造者の商業保証が本判決の欄外番号 44 にいう事業者の申込みの中心的又は決定的なメルクマールとなるかどうかを判断するためには、当該物品に関する申込みの内容及びその一般的な形態を考慮し、さらに、販売促進ないし広告手段としての製造者の商業保証にどの程度言及しているのか、申込みの際の保証の記載場所はどこか、このような言及によって一般的な情報を有し、合理的に判断でき、かつ、理解力のある平均的消費者がその行使しうる様々な保証の権利に関して又は実際の保証者の身元に関して誤認を惹起し、又は混乱を招く危険があるかどうか、申込みの中で当該

製造者保証に関するオンライン販売業者の情報提供義務について

物品に関する他の保証についての説明があるかどうか、その他消費者の客観的な必要保護性をもたらすあらゆる要素を考慮しなければならない。

49 かかる基準に照らして、付託事件における事業者の申込みにおける製造者の商業保証の言及が指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に定める契約締結前の情報提供義務を生じさせる事業者の申込みの中心的又は決定的なメルクマールとみなされるかどうかは、付託裁判所が判断する事柄である。その検討を行うのは専ら付託裁判所であるが、当裁判所は、場合により、国内裁判所に対し、先決裁定の求めに応じて、同裁判所が判決を言い渡すための資料となるガイダンスを提供することができる (Urteil vom 3. Februar 2021, FIGC und Consorzio Ge.Se.Av., C155/19 und C156/19, EU:C:2021:88, Rn. 59、並びに、そこで引用された判例)。

50 本件では、商業保証は実際の申込みの文面には記載されておらず、事業者が販売促進又は広告手段として相当な程度で使用しているとはいえないうことに留意する必要がある。

51 特に、この保証は、申込みにおいて付随的にわずかに言及される程度であることにまず留意すべきである。すなわち、『その他の技術情報』という見出しの下に『使用説明書』と記されているリンクからアクセスすることができる製造者提供のインフォメーション・シートの 2 頁目にこの保証についての言及がある。そして、その保証は、事業者ではなく、製造者によって作成されたインフォメーション・シートに記載されたものであり、そこには、その保証が製造者の保証であることが明示的に示されている。最後に、保証の性質と保証者の実際の身元について消費者が誤認又は混乱を惹起する危険性は、申込みの中に製造者が提供する保証と競合する他の保証について何ら言及されていないことから、無視できる程度のものである。

52 このような状況のもとで、付託裁判所が行うべき検討に際して、本件において製造者が提供する商業保証に言及したことが事業者の申込みの中心的又は決定的なメルクマールになるとみなすことはできない。

53 上記の観点から、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)は、製造者が提供す

る商業保証に関して当該規定に基づいて事業者に課される情報提供義務は当該保証が存在することだけで生じるのではなく、消費者が事業者との契約に拘束されることを望むかどうかについて自らの判断を下せるように保証に関する情報を得ることに正当な利益を有する場合にのみ生じるものと解釈しなければならない。このような正当な利益は、特に事業者が製造者の商業保証をその提供の中心的又は決定的なメルクマールとしている場合に認められる。保証がこのような中心的又は決定的なメルクマールとなるかどうかを判断するためには、当該物品に関する申込みの内容及びその一般的な形態を考慮し、さらに、販売促進ないし広告手段としての製造者の商業保証にどの程度言及しているのか、申込みの際の保証の記載場所はどこか、この言及によって一般的な情報を有し、合理的に判断でき、かつ、理解力のある平均的消費者がその行使しうる様々な保証の権利に関して又は実際の保証者の身元に関して誤認を惹起し、又は混乱を招く危険性があるかどうか、申込みの中で当該物品に関する他の保証についての説明があるかどうか、その他消費者の客観的な要保護性をもたらすあらゆる要素を考慮しなければならない。」(下線は筆者による。)

2 第3の質問事項

「54 付託裁判所は、第3の質問事項において、基本的に、指令2011/83第6第1項(m)に基づいて製造者の商業保証の条件に関して消費者に提供されるべき情報は指令1999/44第6条第2項に定める情報に相当すると解釈されるべきかどうかを尋ねている。

55 この点に関しては、同指令第1条第1項によると、指令1999/44の目的は、域内市場の観点から最小限の消費者保護を確保するために、消費行動産売買及び関連する保証の一定の側面に関する加盟国の法律、規則、行政規定を接近させる点にあることを指摘する必要がある。

56 より具体的には、指令1999/44第6条第2項に関連する同指令第1条第2項(e)の文言及び同指令の前文21から、事業者の保証と製造者の保証にはいずれも消費者が誤解しないようにするために指令第6条第2項に定

める一定の情報が含まれていなければならないことがわかる。

57 ここで、指令 1999/44 第 6 条第 2 項及び指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m) は、売主又は事業者、及び、製造者が提供する商業保証に言及しているものの、それぞれ異なる目的を追求していることを強調する必要がある。指令 1999/44 第 6 条第 2 項の目的が当該保証に含まれるべき情報を明確にすることにあり、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の目的は、——特にその文言から明らかのように——当該保証の存在及びその条件について契約締結前の情報を消費者に提供することにある。

58 したがって、事業者が製造者の商業保証に関する契約締結前の情報を消費者に提供することが求められる場合には、事業者は、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に従い、当該保証の存在及びその条件に関する情報のみを提供すればよく、保証内容のすべてについて情報提供する必要はない。

59 したがって、指令 1999/44 第 6 条第 2 項に定める様々な側面のどれが指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の意味における商業保証の『条件』に関わるかを判断しなければならない。

60 この点、欧州委員会が書面による意見で述べるように、指令 1999/44 第 6 条第 2 項の 1 つ目のダッシュは、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の意味における商業保証の条件には該当せず、法定の保証の権利の存在を説明すべきことを定めるものである。

61 指令 1999/44 第 6 条第 2 項の 2 つ目のダッシュに照らすと、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の意味における商業保証の条件には、『保証の内容』及び『保証を利用する上で必要となる重要な事項……特に、保証による保護が及び期間及び地理的適用範囲』が必ず含まれることに注意する必要がある。さらに、事情により、保証者の身元と所在地は保証の条件についての関連情報となるため、『保証者の名称及び住所』も保証の条件に含まれる。

62 一方で、指令 1999/33 第 6 条第 2 項に含まれる『保証の内容』及び『保証を利用する上で必要となる重要な事項』という文言は一般的な性格を有しており、他方で、そこに定める内容は例示であることを考慮すると、概

念的には、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の意味における商業保証の『条件』は、期間や地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所に限定されないことになる。

63 この概念は、必然的に商業保証の適用と利用に関するすべての条件を網羅するものであるが、本判決の欄外番号 53 から明らかなように、製造者の商業保証に関する契約締結前の情報は、専ら消費者が事業者との契約による拘束を望むかどうかを判断するために提供されなければならないものであることを指摘することができる。

64 したがって、事業者は、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に関連する指令 1999/44 第 6 条の 2 つ目のダッシュに従い、本判決の欄外番号 53 にいう消費者の正当な利益を考慮したうえで、消費者に対し、当該商業保証の適用条件及び利用に関するすべての情報を提供する義務を負うことになる。この情報には、欧州委員会がその意見書で述べるように、破損した場合の修理場所や保証が制限を受ける可能性だけでなく、本判決の欄外番号 61 で述べたように、保証者の名称及び住所も含まれる場合がある。

65 上記の観点から、第 3 の質問事項に対する回答は、次のようになる。
すなわち、製造者の商業保証の条件について消費者に提供されなければならない情報には消費者が事業者との間の契約上の拘束に入るかどうかを決定するために必要な当該保証の適用及び利用の条件に関する一切の情報を含むという趣旨で指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に関連する指令 1999/44 第 6 条第 2 項の 2 つ目のダッシュの規定を解釈しなければならない。」(下線は筆者による。)

IV 本判決の検討

1 売主の情報提供義務

(1) 本判決の考え方

本判決は、消費者権利指令 (2011/83/EU) 第 6 条第 1 項の規定の文言からは売主 (事業者) が製造者保証について情報提供義務を負うかどうか

製造者保証に関するオンライン販売業者の情報提供義務について

は直接には明らかにならないとしたうえで、売主（事業者）がその義務を負うかどうかは、①当該規定の文脈と、②その目的に照らして解釈されなければならないとした⁽⁷⁾。

まず、①の指令の規定の文脈に関しては、判決文中の欄外番号 33-37 において詳細が述べられる。ここでは、事業者と製造者が異なる場合にも、事業者は、一定の場合には、情報提供義務を負うことが確認される。

次に、②の指令の規定の目的に関しては、判決文中の欄外番号 38-39 において詳細が述べられる。ここでは、消費者権利指令（2011/83/EU）が追求する目的には、「高水準の消費者保護」と「事業者の事業活動の自由⁽⁸⁾」という2つの価値があること、また、その2つの価値のバランスをとる必要があることが指摘される。ここで「高水準の消費者保護」という指令の目的を重視すれば、売主（事業者）の製造者保証に関する情報提供義務が肯定される可能性が高まる。しかし、本判決によれば、あらゆる状況において売主（事業者）に無条件の情報提供義務を課すことは、特に、小規模な事業者との関係においてバランスを欠く結果をもたらす可能性がある。具体的には、あらゆる状況において売主（事業者）に情報提供義務を課すと、事業者と製造者との間に必ずしも直接的な契約関係がないにもかかわらず、あるいは、事業者が製造者の商業保証を契約の対象とするつもりがないにもかかわらず、事業者は、あらゆる場合に相当な費用をかけて製造者保証に関する情報を収集し、場合によってその情報を更新しなければならなくなると指摘される⁽¹⁰⁾。

本判決は、上記①②の事情を総合的に考慮したうえで、結論として、消費者が製造者の商業保証に関する情報を受け取ることに「正当な利益」を有している場合にのみ、消費者権利指令（2011/83/EU）第6条第1項(m)⁽¹¹⁾に定める事業者の契約締結前の情報提供義務が生じるとした。

(7) EuGH, NJW 2022, 1871, 1873, Rn. 32.

(8) EuGH, NJW 2022, 1871, 1873, Rn. 38.

(9) EuGH, NJW 2022, 1871, 1873, Rn. 39.

(10) EuGH, NJW 2022, 1871, 1873, Rn. 40.

(11) EuGH, NJW 2022, 1871, 1873 f., Rn. 41-42.

(2) 「正当な利益」の判断基準 — 「中心的又は決定的なメルクマール」

そうすると、次に、いかなる場合に消費者が製造者保証に関する情報を受け取ることに「正当な利益」を有するかが問題となる。

これについて、本判決は、事業者が製造者保証をその申込みの「中心的又は決定的なメルクマール」とした場合に、そのような「正当な利益」が認められるという⁽¹²⁾。事業者は、物品の申込みに際して、当該物品の魅力を高めるために製造者保証の存在を利用することがある。このようなケースは、事業者が製造者保証をその申込みの「中心的又は決定的なメルクマール」とする場合に該当するという⁽¹³⁾。これに対して、売主（事業者）が製造者保証にまったく言及しないか、あるいは、言及したとしてもそれを取るに足らない程度のものである場合もあるという。このような場合には、事業者が製造者保証をその申込みの「中心的又は決定的なメルクマール」としたとはいえ、売主（事業者）に製造者保証に関する情報提供義務を負わせる必要はないという⁽¹⁴⁾。

製造者保証が事業者の申込みの「中心的又は決定的なメルクマール」となるかどうかを判断するためには、「当該物品に関する申込みの内容及びその一般的な形態を考慮し、さらに、販売促進ないし広告手段としての製造者の商業保証にどの程度言及しているのか、申込みの際の保証の記載場所はどこか、この言及によって一般的な情報を有し、合理的に判断でき、かつ、理解力のある平均的消費者がその行使しうる様々な保証の権利に関して又は実際の保証者の身元に関して誤認を惹起し、又は混乱を招く危険性があるかどうか、申込みの中で当該物品に関する他の保証についての説明があるかどうか、その他消費者の客観的な要保護性をもたらすあらゆる要素を考慮しなければならない。」とされる⁽¹⁵⁾。

(12) EuGH, NJW 2022, 1871, 1874, Rn. 44.

(13) EuGH, NJW 2022, 1871, 1874, Rn. 45-46.

(14) EuGH, NJW 2022, 1871, 1874, Rn. 47.

(15) EuGH, NJW 2022, 1871, 1874 f., Rn. 48, 53.

(3) 本件へのあてはめ

本件において、売主（事業者）は、インターネット取引プラットフォーム（A）でスイスの製造業者が製造したポケットナイフを販売・提供した。Aの申込みサイトには売主（事業者）が提供する商品（ポケットナイフ）の「保証」に関する記載はないが、「その他の技術情報」という項目に「取扱説明書（PDF）」と表示されたハイパーリンクが貼られていた。このリンクをクリックすると、Aのサーバーに保存されている2頁分の製品情報に関するPDF文書（この文書は当該商品の製造業者が作成したものである。）が開くようになっていた。そして、同文書2頁目には、商品の「保証」に関する情報が記載されていた⁽¹⁶⁾。

このような事実関係のもとで、本判決は、「〔本件の〕保証は、申込みにおいて付随的にわずかに言及される程度であることにまず留意すべきである⁽¹⁷⁾」とし、売主（事業者）がその申込みに際して製造者保証を「中心的又は決定的なメルクマール」としているとはいえないと判断した⁽¹⁸⁾。このことから、本判決に従うと、本件では、製造者保証に関する売主（事業者）の情報提供義務は否定されることになる。

2 情報提供義務の範囲

上記のとおり、本件では売主（事業者）の製造者保証に関する情報提供義務は否定されるものの、仮に売主（事業者）が製造者保証を申込みに際しての「中心的又は決定的なメルクマール」としている場合には、次に、売主（事業者）がどの範囲で情報提供義務を負うべきかが問題となる。

上記Ⅱで述べたとおり、ドイツの下級審裁判例及び学説では、売主（事業者）は消費者権利指令（2011/83/EU）第6条第1項(m)に基づく情報（「製造者保証の存在及びその条件」）のみの提供を義務づけられるとする見解がある一方で、売主（事業者）は消費動産売買指令（1999/44/EC）第

(16) EuGH, NJW 2022, 1871 f.; また、拙稿・前掲注（1）299-300頁も参照。

(17) EuGH, NJW 2022, 1871, 1874 f., Rn. 51.

(18) EuGH, NJW 2022, 1871, 1874 f., Rn. 50-52.

6条第2項及びBGB第479条第1項を根拠により広範囲にわたる情報提供義務を負うとする見解も主張されていた。

本判決は、「保証に含めるべき内容」について定める指令1999/44第6条第2項の規定と、「契約締結前の情報提供義務の内容」について定める指令2011/83第6条第1項(m)の規定は、「それぞれ異なる目的」を有するとし、指令2011/83第6条第1項(m)に基づく契約締結前の情報提供義務の内容は必ずしも指令1999/44第6条第2項の内容と一致するわけではないことを明らかにした。そのうえで、本判決は、「事業者は、指令2011/83第6条第1項(m)に従い、『当該保証の存在及びその条件』に関する情報のみを提供すればよく、保証内容すべてについて情報提供する必要はない」と判示した。

そこで、本判決に従うと、事業者が契約締結前の情報提供義務を負う範囲を明らかにするうえで、「保証の条件」をどのように理解するべきかが重要となる。この点、本判決によれば、指令1999/44第6条第2項の1つ目のダッシュに定める「法定保証の権利に影響を及ぼさないこと」は事業者の情報提供義務の範囲に入らないという。一方で、同条項の2つ目のダッシュに定める内容（保証の内容及び保証を利用する上で必要となる重要な事項、「特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所」）は「保証の条件」に関わるものであり、契約締結前の情報提供義務の内容に含まれるという。さらに、この情報提供の内容は例示列挙であることから（指令1999/44第6条第2項の2つ目のダッシュにおける「特に」の文言）、売主（事業者）はこれら以外の情報の提供も必要に応じて義務づけられる可能性がある。結局のところ、本判決によれば、製造者の商業保証に関する契約締結前の情報は「消費者が事業者との間の契約上の拘束に入るかどうかを決定できるために」必要となるものであるから、売主（事業者）はこの観点からみて必要な範囲で関連するすべての情報を提供する義務を負うことになる。⁽¹⁹⁾ 消費者の意思決定を確

(19) 本判決の欄外番号61-65によると、指令1999/44第6条第2項の2つ目のダッシュに照

保する観点から、製造者保証に関する売主（事業者）の情報提供義務の内容を個別具体的な事案に照らして判断する必要があることを明らかにした点に、本判決の意義がある。

V おわりに

BGH 決定から約 1 年 3 か月後に「製造者保証の情報提供義務」に関する EU 司法裁判所の基本判決が下された。本判決によれば、①売主（事業者）は、製造者保証が存するだけで常にこれに関する情報提供義務を負うことにはならない。しかし、②売主（事業者）は、製造者保証の存在を物品の申込みに際しての「中心的又は決定的なメルクマール」としている場合には、これに関する情報提供義務を負う（指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)を参照）。③この場合において、売主（事業者）が提供すべき「保証の存在及びその条件」に関する情報の内容は、消費者が事業者との間の契約上の拘束に入るかどうかを決定するために必要かどうかという観点から個別具体的に判断される（指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に関連する指令 1999/44 第 6 条第 2 項の 2 つ目のダッシュを参照）。

本判決は、いかなる場合に売主（事業者）が製造者保証に関する情報提供義務を負うのか、また、売主（事業者）が情報提供義務を負う場合のその範囲について、従来不明確であった消費者権利指令（2011/83/EU）第 6 条第 1 項(m)及び消費用動産売買指令（1999/44/EC）第 6 条第 2 項の解釈を示した点で重要な意義を有する⁽²⁰⁾。今後は、EU 加盟国の裁判所において、

、らし、指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)の意味における商業保証の条件には、「保証の内容」及び「保証を利用する上で必要となる重要な事項」（特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲）が必ず含まれる。また、事情により、「保証者の名称及び住所」も保証の条件に含まれる可能性がある。さらに、「破損した場合の修理場所」や「保証が制限を受ける可能性」、あるいは、これら以外の情報についても、当該情報を得ることに消費者が正当な利益を有する場合には、事業者は情報提供義務を負うことになる。

(20) 現在、消費用動産売買指令（1999/44/EC）は 2019 年 5 月 22 日成立の物品売買指令（2019/771/EU）によって廃止されているが、本判決の内容は、消費者権利指令（2011/83/EU）第 6 条第 1 項(m)と物品売買指令（2019/771/EU）第 17 条との関係を理解するうえ

本判決の趣旨を踏まえた国内法規定の解釈が求められることになる。

【関連条文】

消費者権利指令（2011/83/EU）第6条（通信取引契約又は営業所外で締結される契約の場合の情報提供義務）

第1項 消費者が通信取引契約若しくは営業所外で締結される契約、又はこれに類する契約の申込み拘束される前に、事業者は、消費者に対し、次の各号に定める情報を明確かつ理解しやすい形で提供するものとする。

(a)～(l) (略)

(m) 該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービス、並びに、商業保証の存在及びその条件

(n)～(t) (略)

消費動産売買指令（1999/44/EC）第6条（保証）

第1項 保証は、保証書及びそれに関する広告に定める条件で、その保証を提供する者を拘束する。

第2項 保証は、次に掲げる内容を含むものでなければならない。

—— 消費者が消費動産売買に関して適用される国内の法規定の下で法律上の権利を有することを説明し、かつ、この権利が保証によって影響を受けないことを明確にすること。

—— 簡単かつ理解しやすい文言で、保証の内容及び保証を利用する上で必要となる重要な事項、特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所を提供すること。

第3項～第5項 (略)

↘ でも参考になると思われる。

BGB 旧第 479 条 (保証に関する特則)⁽²¹⁾

第 1 項 保証書 (第 443 条) は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 消費者の法律上の権利及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明
2. 保証の内容及び保証を行使するために必要なすべての重要な情報、特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所

第 2 項～第 3 項 (略)

BGB 新第 479 条 (保証に関する特則)⁽²²⁾

第 1 項 保証書 (第 443 条) は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 瑕疵がある場合の消費者の法律上の権利、この権利の利用は無償であること、及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明
2. 保証者の名称及び住所
3. 消費者が保証を行使する上で従うべき手続
4. 保証の対象となる物品の名称
5. 保証の条件、特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲

第 2 項～第 4 項 (略)

* 本研究は JSPS 科研費 JP20K13378, JP21H00670 の助成を受けたものである。

(21) この規定は、2018 年 1 月 1 日以降に締結された契約であり、かつ、2021 年 12 月 31 日までに締結された契約に適用される。

(22) この規定は、2022 年 1 月 1 日以降に締結される契約に適用される。